

どうし

8
平成30年8月号 452号

道志村村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。
この地に生きることに誇りをもち、平和な村
を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは、

- 一、自然を愛し、平和な村をつくります。
- 一、生産に励み豊かな村をつくります。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め、文化の村をつくります。
- 一、人情といわりの心を養い、福祉の村をつくります。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくります。



長田村長と橋本聖子参議院議員(日本自転車競技連盟会長)

7/1 道の駅どうしにて

主な目次

- P 2 自転車ロードレースコース試走
- P 3 高校生「下校バス」実証運行
- P 5 防災特集

橋本聖子さん（日本自転車競技連盟会長）コースを試走



堀内のり子衆議院議員、橋本聖子参議院議員、長田村長ら村関係者

日本自転車競技連盟会長を務める橋本聖子参議院議員が7月1日（日）、2020年東京オリンピック自転車競技ロードレースで想定されているコースの一部を試走しました。橋本議員は午前9時頃に富士吉田のハイランドリゾートホテル&スパを出発し、山中湖村役場～道の駅どうし間の往復70kmを走りました。午前11時頃に試走の折り返し地点である道の駅どうしにて長田村長ら村の関係者と懇談しました。

横浜市副市長が表敬

横浜市小林一美副市長が7月3日（火）、長田村長を表敬訪問されました。

小林副市長は今年4月に就任され政策局・水道局等の担当副市長として、横浜市と道志村が行っている友好・交流事業、水道局関連事業、水を通じたの両市村の交流等の推進を行っています。

長田村長と小林副市長の会談では、横浜市と道志村の更なる友好・交流が行われるよう、様々な意見交換がされました。



長田村長と小林横浜副市長

高校生の「下校バス」を運行します

—高校生通学支援実証運行事業—

村では村内在住の高校生が帰宅する平日の夕方から夜に、通学先の高校と村を結ぶ無料バスを独自に運行いたします。

部活動をしている生徒を中心にほとんどの家庭で保護者が送迎をしていることから、保護者の負担軽減につなげるとともに、村から安心して高校へ通うことができる環境を整えていきます。

概要

高校生の通学において、路線バスのない復路について、コミュニティバスを導入し、各家庭の送迎等に係る負担の軽減と、交通空白・不便地域の改善を図るとともに、実証運行により効果の検証を行う。

対象生徒数 41名

- ・都留方面 (対象生徒数 22名)
- ・富士吉田方面 (対象生徒数 19名)



実証運行期間

8月20日～3月31日 (平日：148日)

朝の通学は、路線バスが利用可能であることから、帰りの便についてのみ当該コミュニティバスを運行します。

コミュニティバスは、都留方面・富士吉田方面の2系統の運行とし、各高等学校のロータリー又は校門を結びながら本村へ入るルートといたします。

去る7月19日に保護者を対象に説明会及び意見交換会を実施したところですが、時間やルートの詳細につきましては、現在調整中ですので、対象の家庭には直接郵送いたします。

コミュニティバスの利用を希望される生徒で、まだ申し込みをされていない方は、早急にふるさと振興課までお申し込みください。

問い合わせ ふるさと振興課 ☎ 52-2115

平成 30 年度

道志村総合防災訓練を開催します

平成 30 年度道志村総合防災訓練を下記の日程により、実施いたします。

本村は山間地にあり、大地震や台風などにより、孤立する可能性が高い地域になっています。本訓練は災害時の避難方法等について再確認を行い、村内の危険個所について情報共有をする非常に大切な訓練となります。

是非、多くの村民の方にご参加を頂き、災害に備え、もう一度「分かっているつもり」の知識を再確認しましょう。年に 1 度の機会ですので、『見て』『体験して』防災への理解や知識を深めましょう。

訓練日時 8 月 26 日（日） 8 時～ 11 時 30 分ごろまで

開会式

道志村民グラウンド 8 時～ 8 時 30 分 ※雨天の場合は開会式を中止し、内容を簡略化して実施。

訓練会場

月夜野公民館
みなもと体験館
道志村民グラウンド
水源の郷やまゆりセンター
善之木コミュニティセンター

訓練の目的

大地震や台風などの大雨による災害で、本村は孤立状態となる可能性が高い地域であります。このような災害発生時に防災活動が効果的に実施できるよう、また防災活動の技術向上、防災に関する理解と意識の高揚を図ることを目的としています。

昨年のように



災害情報を道志村からお届けします

大地震・台風などの発生した際、次の方法で災害情報をお知らせします。

- 1 防災行政無線
- 2 道志村メールマガジン（やまなしくらしネット）
- 3 道志村ホームページ【緊急・災害関連情報】
- 4 情報告知端末（TV電話）

※道志村メールマガジンでは、交通情報（通行止め）や避難勧告等の情報を発信します。配信を希望される方はこちらの URL より配信申込をしてください。 <https://mail.cous.jp/vill-doshi-yamanashi/>

自然災害から身を守るために

平成 30 年 7 月に西日本を襲った豪雨は、大雨特別警報が 11 府県に発令され、梅雨前線の停滞が始まった 6 月 28 日から 7 月 8 日までの降り始めからの総雨量は、高知県内において 1800 ミリを超えるなど、24 時間降水量は 19 道府県 75 地点で観測史上最大を更新しました。

この豪雨により、多数の土砂災害、浸水被害が発生し、死者は 200 名を超えるなど、平成に入ってから最悪の被害となりました。

近年、台風などの自然災害は、大規模化、多様化、複雑化の様相を呈していると言われており、数十年に一度あるかないかの降雨量が予想される際に発令される「大雨特別警報」が、いつ山梨県内において発令されてもおかしくありません。

こうした、自然災害から身を守るためには、安全な場所に早めに避難することが重要になります。また、気象情報（注意報・警報）や避難情報（避難勧告・避難所）などの情報を正確に収集し、冷静な行動を取ることが必要になります。

避難する場合には・・・

<p>1 避難する前に</p>  <p>ガス・電気・火元のチェックを！</p>	<p>2 速やかに避難しましょう</p>  <p>あせらずに!!</p>	<p>3 車での避難は控えて</p>  <p>迷惑!? イライラ!</p>
<p>4 はき物</p>  <p>長靴は臍物! 運動靴を!</p>	<p>5 足元に注意</p>  <p>水面下には危険が!!</p>	<p>6 一人暮らしの高齢者などには気配りを</p>  <p>いっしょに避難しましょう。</p>

援助が必要な人がいたら・・・

<p>1 高齢者や病気の人</p>  <p>一人じゃ面倒で、ダメよ。</p>	<p>2 目の不自由な人</p>  <p>はっきりゆっくり大きな声で。</p>	<p>3 耳の不自由な人</p>  <p>みすかた</p>	<p>4 身体の不自由な人</p>  <p>必ず3人以上で、上がるときは前向きに、下がるときは後ろ向きに。</p> <p>協力して! 助け合おう</p>
--	---	---	---

<p>もし逃げ遅れたら</p> <p>1 迅速に避難し助け合いましょう</p>  <p>高いところへ! 2階以上へ!</p> <p>ここなら大丈夫、救助を待ちましょう。</p>	<p>避難所では・・・</p> <p>2 避難所では落ち着いた行動を</p> 
---	---

避難準備・高齢者等避難開始

(避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが予想される場合)

- いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。
- 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）は避難を開始しましょう。

避難勧告

(災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合)

- 避難場所へ避難をしましょう。
- 地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難をしましょう。

避難指示(緊急)

(災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合)

- まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難をしましょう。
- 外出することでかえって命に危険が及びような状況では、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。

第3回水源の郷道志「清流の花火大会」出店者募集のご案内

産業振興課
☎ 52-2114

水源の郷道志清流の花火大会実行委員会では、9月15日（土）に道の駅どうしにて開催予定の第3回水源の郷道志「清流の花火大会」の屋台村コーナー出店者を募集しています。

【申込締切日】 9月3日（月）まで

【出店者条件】 道志村に住所を有する方および団体もしくは、道志村で店舗を営業している方で実行委員会が出店を認めた方

※なお会場の都合上「先着10店舗」とさせていただきます。

【注意事項】 道の駅どうしの販売物は出店できません。（豚の串焼き、豚汁、川魚塩焼き）

【申込方法】 出店を希望される場合は、事務局までお問い合わせください。
申込用紙をお送りいたします。

【問い合わせ】 水源の郷道志「清流の花火大会」事務局（産業振興課）
☎ 52-2114 FAX 52-2574



ふるさと納税にご協力を！ － 8月はふるさと納税普及啓発月間です－

ふるさと振興課
☎ 52-2115

ふるさと納税制度は、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域や、これから応援したい地域に貢献したいという思いから生まれた自治体への寄附制度です。ふるさと納税によりいただいた寄附は、事業を進める財源になり、地域の活性化につながります。

村では、ふるさとを応援するという制度本来の理念や趣旨についてより広く周知を図るため、お盆で帰省する人が多い8月を「ふるさと納税普及啓発月間」とします。村外にいる家族や友人に対し、「道志村への応援」についてぜひ呼びかけをお願い致します。

なお、いただいた寄附は、村の宝である自然環境と景観の保全に関する事業をはじめ、村の未来のために活用させていただきます。

小さくても魅力ある村、住んでみたくなる村に一層近づけるよう頑張りますので、たくさんの方の応援をよろしくお願い致します。



道志村空き家バンクについて

ふるさと振興課
☎ 52-2115

村では、空き家物件の売買・賃貸を希望する空き家所有者と村内への移住希望者を仲介する空き家バンク制度を設置しています。

村内への移住希望者が増加する中、紹介する物件が不足しています。道志村空き家バンクを充実させるために、移住支援センターが登録について声掛けをさせていただいています。

成約に至った場合の報奨金も用意しておりますので、ご協力よろしく申し上げます。



道志村国民健康保険料の改正について

住民健康課
☎ 52-2113

国民健康保険制度の健全運営のため、道志村の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問しておりました平成 30 年度からの保険料率は、次の改正内容で村長に答申されました。

【主な変更点】

保険料率については、平成 30 年度からの国保制度改正により、将来的な保険料県内一本化を目指し、市町村ごとに異なる算定方式を統一化する為、構成比率の改正を行う。

<国民健康保険料の算出方法>

国保料の計算は、医療費にあてる医療分、後期高齢者の支援のための支援分、介護保険に支払われる介護分との合算になります。

$$\text{国民健康保険料} = \text{医療分} + \text{介護分} + \text{後期分}$$

国保料は、今年度より山梨県に納める国民健康保険事業費納付金から法律で定められた繰入金等を除いた額となります。医療分と介護分と後期分それぞれに料率を設定し一世帯ごとの 1 年間の国保料を算出します。

<平成 30 年度 国民健康保険料の料率>

●医療分内訳

区分	料率等 (改正後)	料率等 (改正前)	計算方法	条例の構成比率
所得割料率	5.90%	5.70%	賦課基準所得×料率	45%
資産割料率	27.0%	48.0%	固定資産税額×料率	5%
均等割額	35,700 円	26,400 円	加入者数×均等割額	35%
平等割額	25,900 円	24,900 円	1 世帯当たり	15%

※ (医療分保険料賦課限度額 58 万円)

●後期分内訳

区分	料率等 (改正後)	料率等 (改正後)	計算方法	条例の構成比率
所得割料率	2.12%	1.86%	賦課基準所得×料率	45%
資産割料率	9.7%	18.30%	固定資産税額×料率	5%
均等割額	12,850 円	12,600 円	加入者数×均等割額	35%
平等割額	9,300 円	9,500 円	1 世帯当たり	15%

※ (後期分保険料の賦課限度額 19 万円)

●介護分内訳 (40 歳以上 65 歳未満の方のみ)

区分	料率等 (改正後)	料率等 (改正後)	計算方法	条例の構成比率
所得割料率	1.62%	1.55%	賦課基準所得×料率	45%
資産割料率	12.8%	16.35%	固定資産税額×料率	5%
均等割額	14,900 円	9,300 円	加入者数×均等割額	35%
平等割額	8,250 円	7,300 円	1 世帯当たり	15%

※ (介護分保険料の賦課限度額 16 万円)

※賦課基準所得とは、(前年の所得—基礎控除 33 万円) を加入者ごと算出し世帯で合算した金額となります。

平成30年8月から、高額療養費の上限額が変わります

住民健康課
☎ 52-2113

高額療養費制度とは、

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

⇒ 平成30年8月から、上限額（月ごと・70歳以上）が下の表のように変わります。

あわせて「限度額適用認定証」が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

年収約370～1,160万円（課税所得145～689万円）の方はご注意ください!! ※年収は年金収入のみの方の金額

平成30年8月以降、ひと月にひとつの医療機関での**支払が高額になる可能性**がある方は**必ず**、市区町村窓口にて、「**限度額適用認定証**」の交付を申請してください。

※「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払い額が高額になる場合があります。

（ただし、その場合でも、上限額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます。）

平成30年7月までの上限額（70歳以上）

	適用区分	外來+入院 (世帯ごと)	
		外來 (個人ごと)	外來+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数回 44,400円(※2)〉
一般	課税所得 145万円未満の方 (※1)	14,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 〈多数回 44,400円(※2)〉
住民税非課税	II 住民税非課税世帯(※3)	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)(※3)		15,000円

平成30年8月からの上限額（70歳以上）

	適用区分	外來+入院 (世帯ごと)	
		外來 (個人ごと)	外來+入院 (世帯ごと)
	III 課税所得690万円以上の方	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 〈多数回140,100円(※2)〉	
	II 課税所得380万円以上の方	167,000円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 〈多数回93,000円(※2)〉	
	I 課税所得145万円以上の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数回44,400円(※2)〉	
	課税所得 145万円未満の方 (※1)	18,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 〈多数回 44,400円(※2)〉
	II 住民税非課税世帯(※3)	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)(※3)		15,000円

新たに「限度額適用認定証」を申請

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

(※2) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

(※3) 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

お問い合わせは
こちらまで

●各都道府県の後期高齢者医療広域連合

●道志村役場住民健康課 ☎ 52-2113

・高額療養費制度の詳しい内容は、厚生労働省のホームページでもご覧いただけます。ホームページへは、こちらのQRコードから



厚生労働省

ひとり親医療費助成事業について

住民健康課
☎ 52-2113

ひとり親医療費助成事業とは

病気やけがで医師の治療を受けたとき、保険診療による自己負担金と入院時の食事療養費を助成し、ひとり親家庭等の精神的及び経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

助成を受けられる人

- ・所得税の納付義務のないひとり親の父または母で、満 18 歳に到達した日に属する年度末までの児童を扶養している方とその児童。
- ・両親のいない児童。

更新申請を忘れずに！！

現在、ひとり親医療費助成を受けている方は、毎年 8 月中に「更新申請」が必要となります。提出が遅れると、助成が一時差し止めになることがありますので、期日を守って提出してください。
提出期限 8月1日（水）～8月31日（金） 住民健康課まで

児童扶養手当のご案内

住民健康課
☎ 52-2113

児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、父又は母と生計を一緒にしていない児童を監護・養育しているひとり親家庭に対して児童のすこやかな成長に役立てるために手当が支給されます。

手当の受給には、役場へ申請が必要となります。

受給対象者

次の条件に当てはまる児童が満 18 歳に達した日に属する年度末まで支給されます。

- ①父母が離婚した児童
- ②父又は母が死亡もしくは生死不明である児童
- ③父又は母が重度の障害にある児童
- ④父又は母に 1 年以上遺棄されている児童
- ⑤父又は母に 1 年以上拘禁されている児童
- ⑥未婚の母の子
- ⑦父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けている児童

※所得制限や児童が施設に入所措置されている場合など、手当が支給されない事もあります。

手当の額（平成 28 年 8 月から） 所得状況によって、手当の額は変わります。

（全額支給の場合）児童 1 人あたり 月額 42,330 円

2 人目 10,000 円加算 3 人目以降 6,000 円加算

※手当は、年 3 回（4 月・8 月・12 月）支給されます。

「現況届」の提出を忘れずに！！

現在、児童扶養手当を受けている方は、毎年 8 月中に役場から通知された「児童扶養手当現況届」等必要書類を提出しなければなりません。

提出が遅れると、手当が一時差し止めになることがありますので、期日を守って提出してください。

提出期限 8月1日（水）～8月31日（金） 住民健康課まで

くらしの情報 〈村から〉

平成30年度秋のいきいき健康村どうし健診のお知らせ ～健康で充実した生活を過ごすために、集団健診または人間ドックを受診しましょう～

住民健康課
☎ 52-2113

平成30年度秋のいきいき健康村どうし健診を下記の日程により実施します。

7月中旬に健康づくり推進員または郵送にて、秋健診の受診状況について確認を行いました。まだ提出をされていない方は、8月10日（金）までに提出してください。

また、3月の調査時に「会社で受ける」「集団健診は受けない」と回答した方には今回の調査は実施していませんが、まだ申し込みできますので、地区の健康づくり推進員または住民健康課までご連絡ください。今年度最後の健診となりますので、忘れずに申し込みをして下さい。

★健診日・会場

健診日	会場	健診機関	備考
9月5日（水）	善之木体育館	山梨県健康管理事業団	PM 子宮がん検診
9月6日（木）	善之木体育館	山梨県健康管理事業団	PM 子宮がん検診

★年齢別料金表

検査項目	検査内容	実際の検査費用	自己負担金			備考
			20～39歳	40～74歳	75歳以上	
基本健診	身体測定・血圧測定・尿検査・血液検査・医師診察	6,480	1,000	1,000	1,000	被扶養者は受診券持参
追加項目	心電図・眼底検査・貧血検査・尿酸値・クレアチニン 等	3,722	無料	無料	無料	
肺がん	X線レントゲン検査	1,172	500	500	無料	65歳以上無料
	喀痰検査	2,880	500	500	500	
胃がん	X線レントゲン検査	4,155	500	500	500	
	ピロリ菌検査	1,620	500	500	500	1度受診した人は受診不可
肝臓がん	超音波検査	3,332	500	500	500	
	ファイブスキャン	2,160	2,100	2,100	2,100	※オプション検査
大腸がん	採便検査	1,861	500	500	500	
前立腺がん	腫瘍マーカー	1,620	500	500	500	50歳以上のみ対象
肝炎ウイルス	B型肝炎・C型肝炎	7,441	無料	無料	無料	40歳のみ対象
乳がん	マンモグラフィ検査	2,808	500	500	500	40歳以上の偶数年齢
	超音波検査	2,700	500	500	500	39歳以下、40歳以上奇数年齢
子宮がん	子宮頸部の細胞診	3,650	500	500	500	
甲状腺がん	腫瘍マーカー	2,700	500	500	500	
甲状腺ホルモン	血液検査	2,484	500	500	500	
骨粗鬆症	骨密度検査	2,052	500	500	500	

※健診後には特定健診の結果で生活習慣の見直しが必要な方へサポートも行います。
※自己負担金を除いた検査費用は道志村が負担します。

★事業主健診 ※全国健康保険協会の保険証をお持ちの方の健診となります。

下記の日程により、事業主健診を実施いたします。該当の方は、直接会社にお申し込みください。

会社負担分以外のがん検診についても、昨年同様に村のがん検診として500円で受診することが出来ます。受診したい項目すべてを会社にお申し込みください。

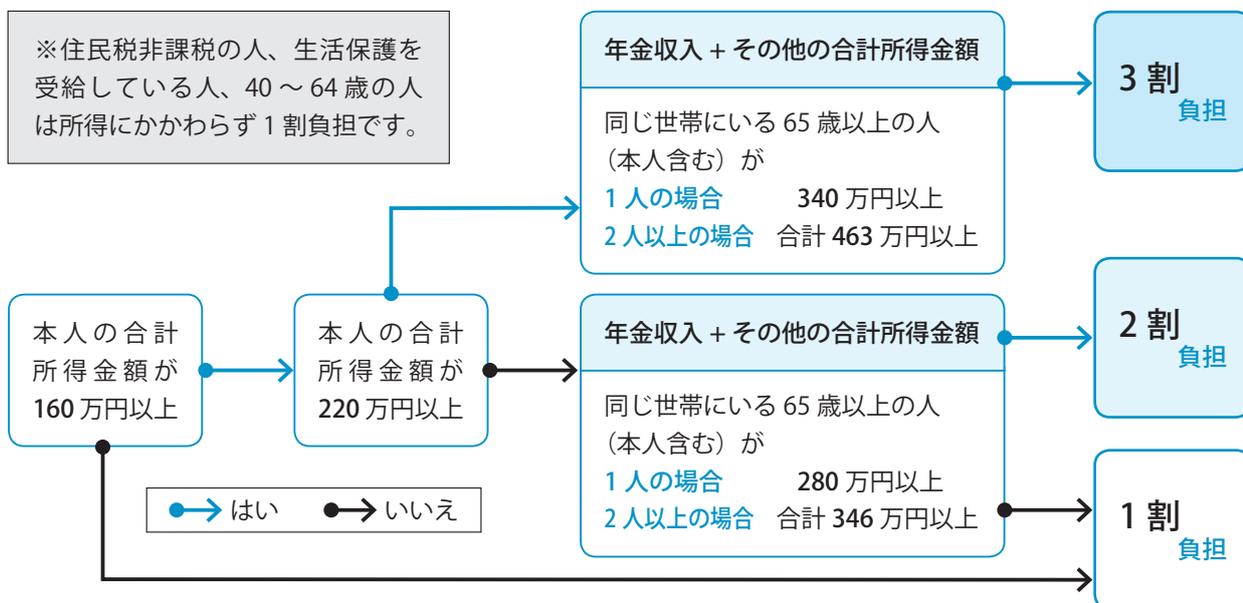
事業主の方は、選択した事業主健診のコース以外の部分についてのがん検診の申込みがあっても、健診機関にそのままお伝えください。健診機関において選択された事業主健診のコースと村のがん検診の振り分けを行い請求を行います。※婦人科検診を受診したい方は、役場または地区の健康づくり推進員にお申し込みください。

健診日	会場	健診機関
9月10日（月）	やまゆりセンター	山梨厚生病院

平成 30 年 8 月から
介護保険の利用者負担の割合が変わります

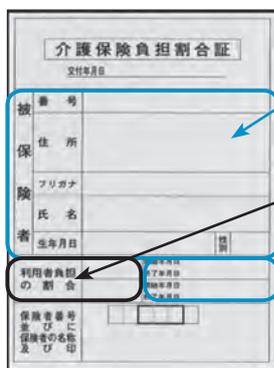
住民健康課
☎ 52-2113

平成 30 年 7 月まで介護サービスを利用した場合、サービス事業所に支払う利用者負担は 1 割または 2 割でしたが、「現役並みの所得者」は、平成 30 年 8 月から利用者負担が 3 割になります。利用者負担割合の判定の流れは、下記のチャートをご覧ください。



負担割合証が発行されます

現在、要支援・要介護の認定を受けた人に、利用者負担の割合 (1 割、2 割または 3 割) が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます (桃色)。負担割合証は、1 人に 1 枚交付されます。



住所、氏名、生年月日を確認しましょう。

サービスを利用する時に支払う利用者負担割合が記載されています。

負担割合証の適用期間は毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日です。

利用者負担が高額になったとき

1 カ月に支払った世帯の利用者負担合計額が一定の上限額を超えたときには、申請すると超えた分が後から支給されます。3 割負担の人でも 44,400 円までの負担となります。

◆利用者負担の上限額 (1 ヶ月)

利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
○現役並み所得者	44,400 円
○一般	44,400 円
○住民税世帯非課税	24,600 円
○合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	15,000 円 (個人)
○高齢福祉年金の受給者	
○生活保護の受給者	15,000 円 (個人)
○利用者負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000 円

ハチの巣駆除用防護服の貸し出しについて

住民健康課
☎ 52-2113

村では、ハチの巣駆除用防護服の貸出を行っています。
ハチの巣を駆除する際は、防護服を着用し安全に留意して実施して下さい。
貸出を希望される方は、住民健康課までお問い合わせください。

【ハチの巣駆除 Q & A】

Q. 防護服はどこで借りられるの？

A. 道志村役場住民健康課で貸出をしています。防護服は数に限りがあります。ハチの活動が活発な時期には貸出が集中しますので、貸出期間は『1回の申請につき、1泊2日以内』とさせていただきます。

Q. 何をを用意すれば良いの？

A. 防護服・殺虫剤（ジェットタイプがおすすめ）・ゴミ袋・ほうき・ちりとり

Q. いつやれば良いの？

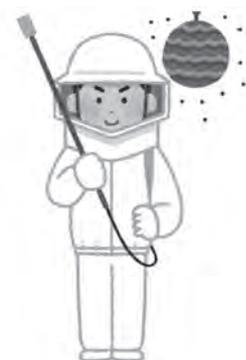
A. 夕方以降の日が沈んでから（ハチたちが狩りを終え、巣に戻っている時間）

Q. どうやって駆除するの？

- A. 1. 防護服を着て、蜂が巣に戻っていることを確認
2. 専用の殺虫剤を1m～2m離れた所から巣全体に噴きつける
3. 蜂の羽音がしなくなるまで30秒くらい噴射
4. 羽音がなくなったら、巣にゴミ袋をかぶせ巣を取り外す
5. 散らばった死骸もゴミ袋に入れ、ゴミ袋の中に殺虫剤を噴射する

Q. 村では駆除してくれないの？

A. 村では個人の所有地や管理地にあるハチの巣駆除は行っていません。
スズメバチなどは強い毒性があり、駆除には危険が伴いますので、
専門業者に依頼して駆除してもらうことをお勧めします。



「熱中症」 予防をしましょう！！

住民健康課
☎ 52-2113

暑い日が続いています。熱中症を防ぐために、日常生活に注意しましょう。

- (1) 暑さを避けましょう
- (2) 服装を工夫しましょう
- (3) のどが乾かなくても、こまめに水分を補給しましょう
- (4) 扇風機やエアコンなど適切に使用し、涼しく過ごしましょう



「戦没者を追悼し平和を祈念する日」の黙とうにご協力をお願いします

住民健康課
☎ 52-2113

広島市及び長崎市原爆が投下されてから本年度で72年を迎えるにあたり、原爆死没者の慰霊並びに平和祈念の式典が執り行われます。広島に原爆が投下された8月6日午前8時15分及び長崎に原爆が投下された8月9日午前11時02分に原爆死没者の冥福と世界恒久平和の実現を祈念するため、平和の鐘を合図に1分間の黙とうがささげられます。

また、8月15日には日本武道館において全国戦没者追悼式が行われ、先の大戦で亡くなられた人々を追悼し、平和を祈念するため、正午から1分間の黙祷がささげられます。

村民の皆さんにおかれましても、この趣旨にご賛同いただき、それぞれの家族や職場において黙とうにご協力ください。

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間のお知らせ

住民健康課
☎ 52-2113

8月29日(水)から9月4日(火)までの7日間は、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間です。学校における「いじめ」の事案や家庭内における児童虐待の事案は、依然として数多く発生していることから、子どもをめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むため、全国一斉強化週間を実施します。

実施機関： 甲府地方法務局及び山梨県人権擁護委員連合会

期 間： 8月29日(水)から9月4日(火)までの7日間

時 間： 8時30分から19時まで(ただし、土曜日・日曜日は10時から17時まで)

電 話： 0120-007-110(全国共通・フリーダイヤル)

相談は無料で秘密は厳守します

甲府地方法務局職員及び山梨県人権擁護委員連合会の「子ども人権委員会」の委員を中心とした子どもの人権問題について適切に対応できる人権擁護委員が対応します。



6月1日、人権擁護委員から道志村保育所及び道志小中学校の子どもたちに、啓発物品が配布されました。

平成30年7月豪雨災害義援金の募集について

住民健康課
☎ 52-2113

西日本を中心に甚大な被害をもたらした豪雨災害により、被災された地域の日でも早い復旧、復興を願い、義援金を募集します。募金箱を設置します。皆さまから寄せられました義援金は、日本赤十字社山梨県支部を通じて、被災された方々にお届けします。

受付期間 12月31日まで **受付時間** 8時30分～17時まで(土・日・祝日は除く)

受付場所 役場住民健康課窓口に募金箱を設置

義援金を直接振り込む場合 詳しくは日本赤十字社ホームページ(<http://www.jrc.or.jp>)をご覧ください。

また、山梨県共同募金会を通じての義援金も募集しています。受付は道志村社会福祉協議会(☎ 52-2072)ですので、詳しくはお問い合わせ下さい。皆さまのあたたかいご支援お待ちしております。

道志村競争入札参加資格定期審査を実施します

総務課
☎ 52-2111

道志村が行う競争入札における参加資格の審査は、山梨県市町村総合事務組合（以下「組合」といいます。）において共同処理を実施しています。

今回、ご案内する定期審査は、平成31年度・32年度分における「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」「物品製造・役務提供等」の各職種における競争入札に参加するための資格審査です。

申請受付期間は、10月22日（月）から11月16日（金）までです。

詳しくは、組合ホームページ「<http://www.ysc-yamanashi.or.jp/>」をご覧ください。

また、今回は、事前準備として、定期審査の申請に関する事業者説明会を次の日程により開催します。参加を希望される方は、「やまなしくらしねっと電子申請サービス」によりお申し込みください。

なお、説明会参加申込電子申請フォームは、「組合ホームページトピックス：事業者説明会の開催について」又は「電子申請サービスバナー」からアクセスしてください。説明会参加申し込みは8月1日からとなり、当日に電子申請を公開します。

開催回	日時		会場	住所	定員（人）
第1回	9/4（火）	13:30～15:30	富士川町民会館	富士川町鵜沢 655-57	200
第2回	9/11（火）	10:00～12:00	富士吉田市民会館	富士吉田市緑ヶ丘 2-5-23	220
第3回		13:30～15:30			220
第4回	9/12（水）	10:00～12:00	山梨県自治会館	甲府市蓬沢 1-15-35	240
第5回		13:30～15:30			240
第6回	9/14（金）	13:30～15:30	笛吹市スコレーセンター	笛吹市石和町広瀬 626-1	400

各会場とも定員になり次第締め切らせていただきます。※説明会で使用する資料は、8月20日（月）に組合ホームページに掲載しますので、各自印刷しお持ちください。（会場での用意はありません。）インターネット環境をお持ちでない方は、組合までご連絡下さい。

問い合わせ 山梨県市町村総合事務組合業務課（甲府市蓬沢 1-15-35 山梨県自治会館 2F） ☎ 055-268-3446

小学校における特別支援学級支援員（常勤）を募集します

教育委員会
☎ 52-1020

職務内容 小学校の特別支援学級に在籍している児童の生活支援に従事します。

勤務場所 道志村立道志小学校

任用条件 ・男女問わず、60歳以下の方。 ・健康状態が良好な方。
・子どもが好きな方。 ・任用において諸資格等は必要とされませんが、教員免許や社会福祉士・児童福祉士等の資格があれば履歴書に記入してください。

募集人員 1名

勤務条件 賃金時間給 862円 ※有資格者については加算される場合があります。

任用期間 8月24日～9月30日 10月1日～3月31日

勤務時間 8時15分～16時45分 ※学校長の判断により変動があります。

申込及び受付期間 8月15日（水）までに履歴書（任意の様式で職務経歴等が確認できるもの、写真貼付のもの）を道志村教育委員会へ提出してください。

選考方法 書類選考及び面接

その他 採用内定後健康診断書の提出が必要となります。（過去3か月以内に受診したもの）

建築物の既設の塀（ブロック塀や組積造の塀）の安全点検について

産業振興課
☎ 52-2114

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震において、塀の倒壊により、小学生を含む2名の尊い命が失われる大変痛ましい事故が発生しました。

今回の事故の発生を受け、山梨県は既設の塀（ブロック塀や組積造の塀）について、所有者が自ら安全点検を実施するよう注意喚起を行うと共に、塀の安全性等に関する相談窓口を設置しましたのでお知らせします。

自主的な安全点検の実施について 道志村では、これまでも県と連携して、住宅や建築物の耐震化に取り組んできましたが、老朽化したブロック塀等についても、倒壊により歩行者や周辺に及ぼす影響が大きいことから、所有者の皆様が自主的に安全点検を実施していただきますようお願いいたします。特に、通学路や避難所等への通路沿いに設置されているブロック塀等については速やかに実施してください。なお、安全点検の内容については、道志村ホームページ [http://www.vill.doshi.lg.jp/ka/info.php?if_id=690] に掲載しておりますので安全点検の実施をお願いします。

安全点検の結果、危険性が確認された場合には、速やかに注意表示を行うと共に、計画的に補修・撤去等を行うようお願いいたします。

相談窓口の設置について 山梨県として塀の安全性等に関する相談窓口を開設いたしましたので、不明な点がございましたら、下記の相談窓口へお問い合わせください。

※相談時間等については平日(月～金)の時00分～12時00分、13時00分～17時00分となります。

建築住宅課	建築防災担当（安全に関すること）	☎ 055-223-1734
	建築審査担当（建築基準法に関すること）	☎ 055-223-1735
県現地機関	富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	☎ 0554-22-7817
専門家の相談窓口	一般社団法人 山梨県建築士会	☎ 055-233-5414
	一般社団法人 山梨県建築士事務所協会	☎ 055-225-1251

教育委員会からのお知らせ

問い合わせ ☎ 52-1020

子ども映画会

- 開催日・・・8月8日（水）
- 時間・・・16:00～
- 対象・・・道志村民
- 場所・・・やまゆりセンター
2階ホール
- 参加料・・・無料
- 申し込みは不要ですのでどなたでも参加して下さい。

～硬式空手円空会～

6月16日（土）神奈川県綾瀬市体育館で行われた第12回関東防具空手道選手権大会に、円空会で参加した選手が輝かしい成績をおさめました！

形の部	
小学3年の部	敢闘賞 池谷圭胡
組手の部	
女子小学3・4年の部	優勝 水越三代（副賞米5kg）
男子小学2年の部	敢闘賞 佐藤結友
男子小学5年の部	敢闘賞 佐藤政宗

平成31年
10月から実施

消費税の軽減税率制度に関する説明会

事業者の方を対象とした、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。
多くの事業者の方に関係のある制度ですので、是非、お越しください。

開催日	開催時間	開催場所
9月13日(木)	15:00～16:30	河口湖商工会館 2階研修室 富士河口湖町船津 2088-2
10月5日(金)	13:30～15:00	大月税務署 3階会議室 大月市御太刀 2-8-10 大月地方合同庁舎
10月12日(金)	13:30～15:00	ぴゅあ富士 3階大研修室 都留市中央 3-9-3
10月19日(金)	10:00～11:30	富士吉田商工会議所 2階大会議室 富士吉田市下吉田 7-27-29

問い合わせ 大月税務署 0554-22-3151 (内線 52) 道志村商工会 0554-52-2353

くらしの情報 〈その他〉

●山梨県がん患者サポートセンターからのお知らせ

「出張がん相談」を実施します。

- ・日時：10月26日(金) 13時半～16時
- ・場所：富士吉田市民会館3階会議室
- ・2・3(富士吉田市緑ヶ丘2-5-23)
- ・対象：がん患者・がん患者の家族や関係者

・問い合わせ：山梨県がん患者サポートセンター ☎0555-2271-8740(要予約)

※保健師、ピア・サポーター(がんを経験した仲間とその家族)が、がんの悩みや心配ごと等の相談をお受けします。

※当日、予約なしの参加も可能ですが、事前の予約が確実です。

●チェーンソーの資格講習会

普段の業務でチェーンソーを使う方、ボランティアでチェーンソーを使う機会のある方を対象とした、チェーンソーの資格(伐木に係る特別教育)の講習会を開催いたします。3日間の講習で、資格取得から実際に山の中の作業の仕方まで学べ

ます。資格取得のみ希望される方は、2日間だけの受講も可能です。是非この機会にチェーンソーの資格取得をご検討ください。

- ・日時：9月15日～9月17日の連続した3日間(9時～17時)
- ・場所：都留市宝の山ふれあいの里ネイチャーセンター
- ・参加費：21000円(資格取得のみ希望される方は18000円)

主催：南都留森林組合担当・竹田 ☎0554-4317455
FAX：0554-4316982

●知っていますか？建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その折る同社が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

くらしの情報 〈その他〉

- ・加入できる事業主…建設業を営む方
- ・対象となる労働者…建設業の現場で働く人
- ・掛金…月額310円

★特徴

◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。

◎経営事項審査で加点評価の対象となります。

◎掛金の一部を国が助成します。

◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

☆建退共から事業主の皆様へのお願い
・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付して下さい。

・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導して下さい。

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q & Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧下さい。詳しいことは、最寄りの建退共支部

へお問い合わせ下さい。

・問い合わせ…勤労者退職金共済機構建設業退職金共済山梨県支部

☎055-2335-4421

●山梨県幼稚園と認定こども園就職説明会

学生、経験者、ブランクのある再就職希望の方、どなたでもご参加になれます。

・日時と会場

①7月10日(火) 14時半～16時

帝京学園短期大学(北柱市小淵沢町615-1)

②7月18日(水) 13時～16時半

山梨県立大学(甲府市飯田5-11-1)

③7月11日(水) 16時10分～17時50分

山梨学院短期大学(甲府市酒折2-4-5)

・内容…幼稚園・認定こども園の仕事、給与・休暇・福利厚生、募集について、先輩からのアドバイス、山梨県私学教育振興会ブース、参加園の個別ブース

*服装自由、入退場自由、履歴書

不要、事前申込不要、参加費不

要です。個別ブースで、ご自由

にアドバイスを受けられます。

・問い合わせ…公益社団法人山梨県

私学教育振興会(幼稚園部会)

☎055-2332-4422

●ぴゅあ富士からのお知らせ

キッズ★クレイアート

焼くと固まる不思議な粘土で工作しよう!

・日時…8月18日(土)

①10時～12時②13時～15時

・会場…ぴゅあ富士 団体連絡室

・対象…小学生

・材料費…1000円

・定員…各クラス20名

キッズお仕事体験

ドローングラフィア体験講座

将来は「ユーチューバーになり

たい!」「映像の仕事に就いてみた

い!」そんなキッズを対象としたお

仕事体験講座です。富士山の映像で

グランプリを受賞した先生の話を聴

いて、デモンストレーションを見て

り、実際にトイドロロンを操作して

みよう!

・日時…8月11日(祝) 10時～12時

・会場…ぴゅあ富士 団体連絡室

・対象…小学3年生から中学生

・定員…12名 参加費無料

・申し込み・問い合わせ…山梨県立

男女共同参画推進センター

ぴゅあ富士☎45-1666

●第23回富士ふれあいの村まつり

富士ふれあいの村の利用者、地域の障がい児(者)及び住民が、まつりを通じ様々な交流をする中で、相互理解を一層深めることを目的として開催します。

・日時…9月8日(土) 10時～14時40分

・場所…富士ふれあいの村運動場

(雨天の場合は、ふじざくら支援学校

体育館他) 南都留郡富士河口湖町

船津6663-1

・内容…支援学校・福祉施設(作業所)・

福祉関係団体及び地域住民等によ

る演技・演奏等の発表、作品の展

示・即売/ゲストによる演技・演

奏/模擬店、フリーマーケット/

お楽しみ抽選会

・問い合わせ…富士ふれあいの村ま

つり運営委員会(県立富士ふれあい

センター内)

☎0555-72-5533

診療所だより+

関東で6月の梅雨明け宣言の一方で西日本では大雨による被害が大変なことになりました。観測史上初とか数十年に一度とかの事象が毎年何回か聞かれるような気がします。

さて、最も暑い時期がやってきました。毎年の広報8月号の診療所だよりで熱中症予防について書いていますが、大切なことでありながら意外な誤解があったりもしますので、今年もまた書かせていただきます。

熱中症予防に「塩」はとても大切です。が、高血圧や腎臓の病気などで治療中の人は要注意です。たくさん汗をかいたら水分だけでなく塩分や糖分の補給も必須であることは確かです。しかし、用心して慎重に塩分補給しているつもりが実は過剰摂取になっていることが多いとの調査結果が出ています。塩飴とか梅干し、摂り過ぎないようにしてください。大汗をかいたときに補給すべき塩分は水500mlに対し

て大体塩ふたつまみ(1g)程度です。少量の汗の時はコップ1杯程度の真水をこまめに飲みましょう。また、脱水症の予防としてスポーツ飲料は有用ですが、いざ脱水症になってしまってからではあまり効果がありません。またスポーツ飲料の飲みすぎも塩分・糖分過剰になりやすいので、肥満傾向・糖尿病ないし糖尿病予備軍の人は要注意です。もし熱中症や脱水の症状が出て来たら、いまだきは「OS-1(オーエスワン)」といった「経口補水液」が大変有効です。CMなどでご存知の方も多いかもかもしれません。涼しいところで安静にして、1本を30分くらいかけてゆっくり飲むことが肝心です。ただし、薬局や病院の売店でしか販売が許可されていないので、近隣市町村へお出かけのときにでも数本購入しておくとう安心ですね。

お盆の関係での医科診療所の休診日は今年は8月14～16日です。ご不便をおかけしますが、ご理解の程、よろしく願い申し上げます。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	8月の予定	
			8/1	8/2 午前中のみ診療	8/3	8/4 午前中のみ診療		・月始めには保険証の提出をお願いします。 ・火曜日は9:30～10:30ごろまで胃カメラ検査になります。 ・第一・第三・第五の木曜日と土曜日は午前中のみ診療となり、血液検査は出来ませんのでご了承ください。 ・第二・第四土曜日は休診です。
8/5	8/6	8/7 午前：胃カメラ	8/8	8/9	8/10	8/11 山の日		
8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18 午前中のみ診療		
8/19	8/20	8/21 午前：胃カメラ	8/22	8/23	8/24	8/25 休診		
8/26	8/27	8/28 午前：胃カメラ	8/29 14時～15時 乳幼児健診	8/30 午前中のみ診療	8/31			



歯科診療所より 診療日 月・火・水・金/木・土(午前のみ) 休診日 日・祝日



◆お問い合わせ…住民健康課
☎52-2113

◎日程
2日(木)、3日(金)、6日(月)、
8日(水)、11日(土)、21日(火)、
22日(水)、24日(金)、27日(月)、
28日(火)
※14時～15時まで実施しています。
場所…福祉センター

「歌の会」では、ピアノ演奏に合わせて、昭和のヒット曲や童謡など、心懐かしい歌を唄ったりしています。どなたでも参加できますので、ぜひおいで下さい。

8月の「歌の会」
みんなで楽しく歌いましょう！

日時 8月23日(木) 10時半～12時
場所 学童保育所「どうしっこ」
講師 運動士 石倉秀子
内容 ベビー・キッズ・ママさんピクニック
*村内のお母さん達で楽しく身体を動かしながら交流しましょう。

◎親子の絆を強め、
自然な運動発達を促します！

*道志茶屋の利用者さんたちや学童の子どもたちと一緒に、夏祭りを楽しみながら交流しましょう。

日時 8月2日(木) 11時～15時
場所 道志茶屋
内容 流しそうめん・スイカ割り・夏祭り
道志茶屋、学童との交流

◎夏の思い出づくり！
夏祭りを楽しみながら交流をしましょう！

◆お問い合わせ 住民健康課
☎52-2113

ママ友作りはもちろんです。が、保育所入所前から他の子どもと遊び、集団生活の練習をしてみよう。

8月の
つぼみっくくらぶ

道志村に移住者を呼ぼう！ ⑨

「移住のための日帰りツアー」開催

こんにちは。移住支援センターの大野です。

7月7日（土）に「移住のための日帰りツアー」を行いました。

参加者は、東京、横浜より5組9名で、ツアー内容は、新規移住者さんとランチ作りをしながらの交流、空き家物件の見学、道の駅での買い物、新設の小中学校見学です。

新規移住者さんらのサポートもあり、和気あいあいな雰囲気ですツアーが進みました。

一番期待の多い物件案内では、3件の物件をご紹介して一軒が契約の方向で現在進んでいます。

小中学校見学では、佐藤文泰教育長の説明のもと学校見学をさせてもらい、皆さん懐かしがったり、木のぬくもりを感じて感動していました。

小さな子ども連れの家族は、同じくらいの子どもを持つ新規移住者ファミリーが心強かったとツアー後のアンケートにありました。様々な年齢層や性別によっても移住に対する気持ちや想いが違います。スタッフ

や新規移住者が皆でその方々の立場に立ってお話しする事が、何よりお客様の満足に繋がると確信しました。



これからは、一方通行的な移住促進ではなく、移住希望者さんが道志村に何を求め、何をして生きていきたいかに焦点をあて、移住のお手伝いをしていく事が必要な時代だと今回ツアーを通じて感じました。道志村は都心部にはない安全、安心な自然環境と村での生活をサポートしてくれる親切な人たちが武器です。

その他、アンケートでお客様の声として、医療機関のマップが欲しい、地域産業の充実、居住の賃借料の低額化、交通機関の充実が出ていました。



今年も、じゃがいもの収穫を始めました！ 去年は種芋を浅く植えてしまい、芋が土から出て緑色に変色し、売り物に出来ないのが多々出来てしまったので、今年の反省を生かし、今年も種芋を深く植えたので、緑色に変色した芋はほとんどなく、満足のいく収穫が出来ました！
(鳥澤拓太)



みるべえ
地域おこし
協力隊
63



道 志村で一番の流
蜜期が終わり、
梅雨らしい天気が続い

た6月下旬頃、今年の採蜜は早々にあきらめて、来年に向けて蜂の群れを整えたり、新しい女王蜂を作ったりするために色々試行錯誤しています。



女王蜂作りは今まであまりうまくいかないことが多かったのですが、一つのハードルとっていましたが、今年はいくらか成功してホッとしています。あとは、これから始まるスズメバチの被害をできるだけ少なくしていきたいと思っています。
(抱井昌史)

どうも七瀬です。

7月に入り夏野菜もそろそろ取れ始めるかなといった感じです。

今年も野菜セットの販売を意識して常時10種類ほど用意できるようにしています。

出来るだけ長い期間で野菜が取れる工夫をしていきたいと思っています。
(七瀬佳至)





都留地区支部総合体育大会

6月13日(水)に、都留地区支部総合体育大会が各会場で行われました。生徒会で部活動強化週間を設定し、気合い入れを行い練習時間も確保して当日を迎えました。当日は、3年生を中心に各部とも全力で戦いました。どの会場でも、仲間や保護者の声援に支えられ、精一杯のプレーをする道志中生の姿を見ることができました。どの部も7月末に行われる県総体に向けて、いっそう一生懸命に部活動に取り組んでいます。

卓球部：女子団体優勝・男子団体準優勝 / 県総体へ
個人3位 佐藤史弥・星野琉弥・杉本美羽・水越 楓

野球部：合同チーム(道志・東桂・都留一)優勝

／県総体へ

ソフトボール部：支部予選なし / 県総体へ



都留支部陸上競技会

6月22日(金)に都留地区陸上競技大会が、やまびこ競技場で開催されました。道志中は各自が選んだ種目に自由参加でエントリーし、ほぼ生徒全員が参加しました。多くの観客や仲間の声援に支えられ、自己ベストの更新を目指し全力で競技に臨みました。競技以外の場面でも、運営のサポートを意欲的に行いました。

1年生砲丸投げ：2位 杉本 肴星 (7m 65) / 県総体へ



横浜×道志

横浜市、フェリス女学院大学及び道志村が相互の連携・協働に関する協定を結んでいることから、授業の題材に道志村を取り上げています。村内の観光スポット・水源林の見学を通じて村の抱えている課題に対して、グループごとに議論を深めて解決策を企画し、横浜市水道局、道志村が審査員となって発表会を行いました。



水源林見学の様子



発表の様子

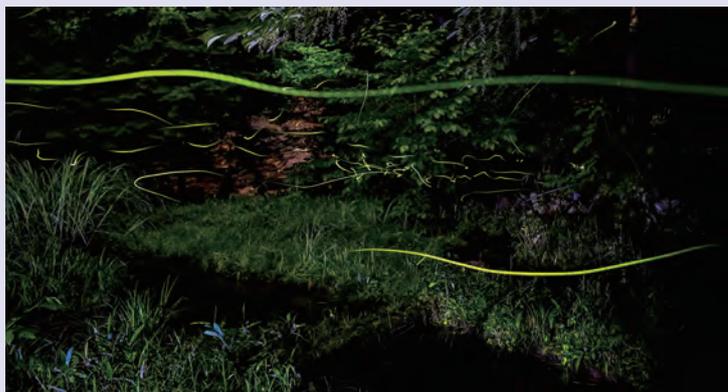


フェリス女学院大学と横浜市水道局の皆さん

ホタル観賞会（第32回道志村ホタル祭り）

6月23日（土）・24日（日）、ホタル観賞会（第32回道志村ホタル祭り）を林間広場グラウンドで開催しました。

23日は、本降りだった雨も開催時間直前に降り止み予定通り開催しました。両日とも村内外から多くの方にお越しいただき、優雅なゲンジボタルの舞を堪能していただきました。※横浜市在住の末澤弘太さまから写真のご提供いただきました。ありがとうございました。



ヴァンフォーレ甲府ホームタウンサンクスデー ～道志村・甲州市共催～

6月16日（土）山梨中銀スタジアムにおいて、ヴァンフォーレ甲府ホームタウンサンクスデーが開催されました。

当日は、道志村の子どもたちがエスコートキッズとして、ヴァンフォーレ甲府の選手と手を繋ぎ、ピッチに入場しました。また、トルベジーノ Jr の団員は、試合を行う前チャレンジマッチで共催の甲州市のスポ少サッカーチームと試合をし、貴重な体験ができました。残り試合もあとわずかですが、がんばってくださいヴァンフォーレ！！



わが家のアイドル

佐藤 千紗ちゃん(大栗)

平成29年6月26日生
父 進さん 母 泰子さん



音楽に合わせて体を
揺らすのが大好き♡

慶 弔

お誕生おめでとう(出生)

西和出村 大瀬 可こ笑こちゃん
届出人 大瀬 俊太
(6月届出)

【お詫ごと訂正】 広報どうし7月号において、お名前に誤りがありました。
(誤り) 白井 穂香さん (正) 白井 穂花さん
(誤り) 河野 愛衣さん (正) 河野 亜衣さん
訂正しお詫び申し上げます。

道 志 村 ト ピ ッ ク ス

■ 土砂災害合同訓練の実施について

本格的な台風シーズンを前に、6月28日に善之木コミュニティセンター駐車場において、大月警察署、都留市消防本部・道志村の合同で土砂災害対策訓練が実施されました。訓練では、最新の救助資機材を使用した救助・搬送訓練や山梨県警へリ「はやて」から撮った航空映像を現地指揮所に転送する訓練等が行われ、警察・消防・行政の連携を再確認しました。



■ 建設業協会寄付物品贈呈式、ボランティア作業について



7月5日、建設業協会から道志小学校へ寄付物品の踏み台が贈呈されました。大切にに使わせていただきます。また、ボランティア作業として、小中学校敷地内の支障木の枝落としをしていただきました。誠にありがとうございました。

■ 第8回 村内卓球大会について

7月7日(土)道志小中学校体育館で第8回村内卓球大会が行われました。

男子22名、女子17名、計39名が参加し、男女それぞれリーグ戦を戦い、ドキドキする場面も多く、選手も応援する人も熱の入った試合会場でした。各リーグの勝者が決勝トーナメント戦へ進み、老若男女問わず一緒に汗を流す貴重な時間となりました。結果は右のとおりです。おめでとうございます!!



男子の部

優勝 佐藤 健裕
準優勝 山口 斗真
第3位 佐藤 瑠飛

女子の部

優勝 杉本 美羽
準優勝 水越 楓
第3位 山口 鈴未